

【シルバー人材センターの場合】

シルバー人材センター利用契約書（案）

山梨県公営企業管理者（以下「発注者」という。）と、公益〇〇法人〇〇〇〇シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して藤木スポーツ広場トイレ・管理事務所等清掃業務（以下「会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

（会員への業務の委託）

第1条 発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより業務実施会員（会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員）に対して、センターを通じて会員業務を委託する。

（有効期間等）

第2条 本契約の有効期間及び会員業務の委託期間は、契約日の翌平日から令和8年3月31日までとする。

（会員業務の内容と期間）

第3条 会員業務の内容は、別紙仕様書に定める。

（会員業務の予定委託時間）

第4条 会員業務の予定委託時間は、152時間とする。

（業務の対価）

第5条 会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約に規定する会員業務委託料をいう。）の合計額は、1時間につき金 円（消費税及び地方消費税込）とする

2 本契約の期間中に最低賃金が改定された場合は、前項のセンター業務委託料及び会員業務委託料を見直し、変更契約を締結する。

（契約保証金）

第6条 発注者は、山梨県企業局財務規程（昭和41年企業局管理規程第37号）第126条に基づく、山梨県財務規則（昭和39年3月山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、センターが納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)『利用規約にない場合は加える』

第7条 センターは、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)『利用規約にない場合は加える』

第8条 センターは、本契約の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)『利用規約にない場合は加える』

第9条 センターは、本契約の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(調査等)

第10条 発注者は、会員業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告をセンターに求め、又は会員業務の実施に関して必要な指示をセンターに与えることができるものとする。

(実績報告及び検査)

第11条 センターは、会員業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を発注者に提出し、発注者の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 発注者は、会員業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをセンターに依頼させることができる。この場合の費用は、センターの負担とする。

(代金の支払)『利用規約にない場合は第12条に加える』

第12条 センターは、前条の規定による発注者の検査確認を得た後、発注者に対して代金の支払を請求するものとし、発注者はセンターからの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の規定により乙が請求する金額は、センター業務委託料と会員業務委託料の合計額に履行した委託時間を乗じた金額とする。

(代金の支払遅延)

第12条 発注者は、その責めに帰すべき事由により、利用規約に定める支払期限までに代金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息としてセンターに支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第13条 センターは、その責めに帰すべき事由によって、会員業務の委託期間までに完了することができない場合は、遅延日数に応じ、センター業務委託料及び会員業務委託料の合計額に予定委託時間数を乗じた額に民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(発注者による契約の解除)

第14条 発注者は、センターが次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの会員業務が履行されないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) **第15条**の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) センター又はセンターの役員、及び業務実施会員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、センターは、違約金としてセンター業務委託料及び会員業務委託料の合計額に予定委託時間を乗じた額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、センターは、発注者にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)『利用規約にない場合は加える』

第15条 契約期間中に会員業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、センターが負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(センターによる契約の解除請求)

第16条 センターは、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、センターが受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(契約解除の効果)

第17条 発注者は、契約期間満了前に本契約を解除した場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行部分に対する代金（「既履行部分代金」という。）を支払うものとする。

2 前項に規定する既履行部分代金は、発注者とセンターとが協議して定める。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、センターの負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 発注者とセンターは、この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(その他)

第20条 本契約書及び利用規約に記載のない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県企業局財務規程第126条に基づく、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、発注者とセンター両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月 日

発注者 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県公営企業管理者

センター

【一般（シルバー人材センター除く）】

藤木スポーツ広場トイレ・管理事務所等清掃業務委託契約書（案）

山梨県公営企業管理者（以下「甲」という。）と [redacted]（以下「乙」という。）とは、藤木スポーツ広場トイレ・管理事務所等清掃業務委託について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、藤木スポーツ広場トイレ・管理事務所等清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約日の翌平日から令和8年3月31日までとする。

（予定作業時間）

第4条 予定作業時間は、152時間とする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として1時間につき金 [redacted] 円（消費税及び地方消費税込）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、山梨県企業局財務規程（昭和41年企業局管理規程第37号）第126条に基づく、山梨県財務規則（昭和39年3月山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第9条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(調査等)

第10条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告及び検査)

第11条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第12条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して代金の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の規定により乙が請求する金額は、委託料に履行した委託回数を乗じた金額とする。

3 甲は、その責めに帰すべき事由により、第1項の支払期限までに代金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期間までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料に予定委託時間を乗じた額に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第17条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料に予定委託日数を乗じた額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（危険負担）

第15条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（乙による契約の解除請求）

第16条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

（契約解除の効果）

第17条 甲は、契約期間満了前に本契約を解除した場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行部分に対する代金（「既履行部分代金」という。）を支払うものとする。

2 前項に規定する既履行部分代金は、甲と乙とが協議して定める。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県企業局財務規程第126条に基づく、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県公営企業管理者

乙